

# 金山町からのお知らせです。

## 町民の新規雇用に対しての奨励制度がより使いやすくなります。新規学卒者の採用奨励制度もスタートします！

### < 1 > 金山町産業振興条例の改正について

～ 奨励金の交付条件が緩和されます～



経済情勢の長引く低迷を考慮し、**平成22年2月1日から平成25年3月31日までの期間**、産業振興条例の奨励金交付条件を緩和します。

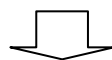
これまでは、**増員のために新たに町民の常用労働者**( )を1年以上町内の事業所等で雇用した事業者に対して、町民の常用労働者1人あたり10万円(1人に対して1回限り)が町から支払われていましたが、期間中に新たに雇用を開始する場合には、**増員の場合に限らず**、奨励金の申請が可能となります。

奨励の対象となる事業者は、常用労働者を**5人以上**(町外者含む)雇用している事業者(新たに雇用することで5人以上となる場合を含みます)です。

たとえば... 常用労働者を4人雇用していたが、町民を1人雇用して5人体制にする  
22年3月末で1人退職するので、4月から町民を1人雇用して6人体制を続ける  
...などの事業者も対象となります。

#### 【申請手続き】

奨励金の支給を受けるには、「指定事業者」になる必要があります。採用することが決まったら、町に「奨励措置適用事業者指定申請書」を提出してください。



町民の常用労働者を1年間雇用したら、「奨励金交付申請書」に雇用状況を証明できる書類(タイムカードや賃金台帳、雇用保険などの写し)を添えて、役場産業課商工景観交流係に速やかに申請してください。

常用労働者とは、次のいずれにも該当しない労働者のことです。

- ・ 1週間の既定労働時間が30時間未満。ただし、新規学卒者採用促進奨励金に関して、農林業に従事する方が季節や作業内容によって30時間に満たない場合は、この限りではありません。
- ・ 季節的な雇用。ただし、新規学卒者採用促進奨励金に関して、農林業に従事する方が、冬期など作業が不可能な時期に就業から離れることについては、この限りではありません。
- ・ 日雇労働者(継続して月18日以上雇用されている場合は除く)
- ・ 非常勤の役員

産業振興条例および新規学卒者採用促進奨励金に関する様式等については、役場産業課に配するほか、町のホームページ(<http://www.town.kaneyama.yamagata.jp/kurashi07/>)にも近日中に掲載します。

お問い合わせ：役場産業課商工景観交流係 52-2111(内線)406

### < 2 > 新規学卒者の採用を応援します

～ 金山町新規学卒者採用促進奨励金交付要綱の制定～



町民の新規学卒者の採用と若者の定住を促進するため、新たに「金山町新規学卒者採用促進奨励金交付要綱」を制定しました。

**平成22年2月1日から平成25年3月31日までの期間**に新規学卒者(就職後町内に住所を有する方・最終学校卒業後3年以内・就職経験の有無は問わない)を常用労働者( )として町内の事業所等で雇用を開始した事業者に対して、1年以上雇用した場合、1人あたり10万円(1人に対して1回限り)を町から支払うものです。

産業振興条例とは異なり、**常用労働者の雇用人数は問いません**。また、産業振興条例による奨励金とあわせて受給することができます。

たとえば... 平成22年3月末に高校を卒業予定の方を、平成22年4月から雇用した大学卒業後、勤めていた会社を辞めて金山に戻ってきた方(卒業後3年以内)を雇用した...などの事業者が対象です。

#### 【申請手続き】

新規学卒者の採用が決まったら、町に「新規学卒者採用報告書」を提出してください。(卒業予定の段階でも提出できます。)



新規学卒者を常用労働者として1年間雇用したら、「奨励金交付申請書」に雇用状況を証明できる書類(タイムカードや賃金台帳、雇用保険などの写し)を添えて、役場産業課商工景観交流係に速やかに申請してください。

新規高卒予定者の内定・採用を促進するための緊急的対応として、新たな求人により新規高卒予定者を採用しようとする中小企業者の方を対象にした、山形県の奨励制度もご利用ください。

お問い合わせは、山形県商工労働観光部雇用労政課 雇用対策担当 023-630-

